

平成28年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

国家公務員倫理審査会決定
平成28年4月25日

国家公務員倫理審査会は、平成28年度に評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容について、次のように定める。

1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築

《政策目標》

- (1) 定期的・計画的な倫理研修の実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。
- (2) また、通報制度の活用推進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。

《具体的な取組内容》

- (1) 各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知徹底
 - (2) より利用しやすく安心して通報できる仕組みの構築及び周知
 - (3) 外部通報窓口の設置の推進
 - (4) ケーススタディ用DVD研修教材（Vol. 11）の制作・配付
 - (5) 自習研修教材の制作・配付等
 - (6) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施
- ※ (4)から(6)までの取組において、国家公務員としての使命感の問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結びつけることにつながるような工夫を行う。

【測定指標】

- (1) 外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上
 - (2) 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア75点以上）
- ※ アンケート結果（4段階評価）を点数化したスコアの計算方法
回答者中最上位の評価→100点、2番目の評価→66.7点、3番目の評価→33.3点、最低の評価→0点として平均値を算出

2 不祥事への厳正な対応

《政策目標》

各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。

《具体的な取組内容》

- (1) 事案処理の際の各府省への助言
- (2) 調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議・説明会の開催
- (3) 懲戒処分事例集の作成・配付

【測定指標】

- ・ 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合80%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。）